

臼杵市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

臼杵市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の背景

1. 新型インフルエンザ等について

- ・ほとんどの人が新型インフルエンザに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- ・また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- ・病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症（未知の感染症や新型インフルエンザ）が発生した場合は、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国の危機管理として対応していく必要がある。そのため、平成25年4月、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）が施行された。
- ・特措法では、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、またはそのおそれがある場合に、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、市も直ちに対策本部を設置することが義務付けられている。

3. 臼杵市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定の経緯

- ・特措法の施行を受け、平成20年8月に策定した臼杵市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定した。

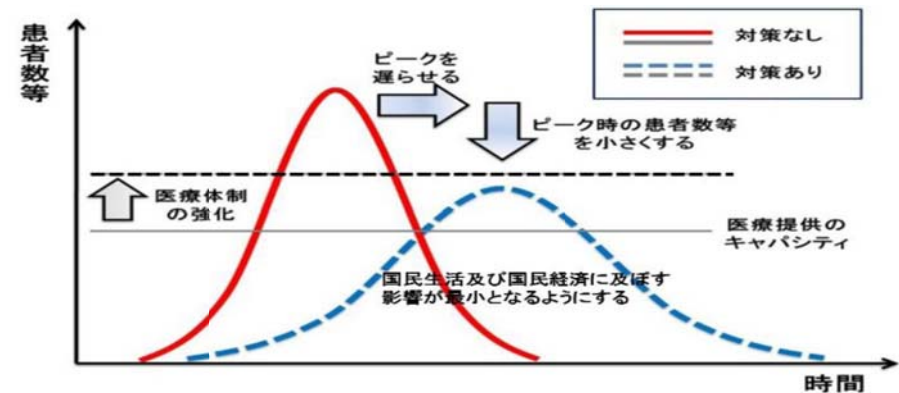
H20年 8月	臼杵市新型インフルエンザ対策行動計画策定
H24年 5月	特措法公布（H25.4.13 施行）
H25年 3月	臼杵市新型インフルエンザ等対策本部条例施行
H25年 6月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画公表
H25年 10月	大分県新型インフルエンザ等対策行動計画公表
H27年 3月	臼杵市新型インフルエンザ等対策行動計画改定

対策の実施に関する基本的な方針

【対策の目的及び基本的な戦略】

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ※発生段階や社会状況に応じて臨機応変に対応する。
 - ※各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す

＜対策の効果 概念図＞



【対策実施上の留意点】

- (1) 基本的人権の尊重
市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限とする。
- (2) 危機管理としての特措法の性格
病原性の程度等により、緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得る。
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
政府対策本部、県対策本部と緊密な連携を図る。
- (4) 記録の作成・保存
市対策本部における対応の記録を作成・保存・公表する。

【被害想定】

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計						
医療機関を受診する患者数	全 国		県 内		市 内	
		1,300万人～2,500万人		12万人～23万人		4,080人～7,820人
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	53万人	200万人	5,000人	19,000人	170人	646人
1日最大入院患者数	10.1万人	39.9万人	940人	3,700人	32人	126人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	17万人	64万人	1,600人	6,000人	54人	204人

【行動計画の主要6項目】

- ①実施体制・・・必要な対策を総合的に推進するための体制整備
- ②情報収集・提供・共有・・・感染症の対策等の情報提供、相談窓口の設置
- ③予防・まん延防止・・・予防・まん延防止対策の周知・啓発
- ④予防接種・・・対策に携わる職員への特定接種、市民への住民接種
- ⑤医療・・・県の要請に応じ、適切な医療の提供等に適宜協力
- ⑥市民の生活及び経済の安定の確保・・・国や県と連携し要援護者への生活支援等の実施

【発生段階】本市では、県が定める6つの発生段階に応じた対策を実施する。

県の発生段階	状 態	国の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内で発生していない状態	国内発生早期
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態	
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追跡できなくなった状態	国内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

臼杵市新型インフルエンザ等行動計画の構成

【Ⅰ.はじめに】

【Ⅱ.新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針】

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
5. 対策推進のための役割分担
6. 市行動計画の主要6項目
 - (1) 実施体制
 - (2) 情報収集・提供・共有
 - (3) 予防・まん延防止
 - (4) 予防接種
 - (5) 医療
 - (6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保
7. 発生段階

【Ⅲ.各段階における対策】

- ・未発生期
- ・海外発生期
- ・国内発生早期
(県内未発生期)
- ・県内発生早期
- ・県内感染期
- ・小康期

各段階における具体的な対策を、
主要6項目に対応する形で記述

【各段階における主要6項目別対策の概要】

発生段階		未発生期	海外発生期	国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的		<ul style="list-style-type: none"> 発生に備え、体制の整備を行う 県等と連携し、発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生に備え、全庁的な体制整備を行う 情報を収集し、市民等に適確な情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生に備え、全庁的な体制維持、相談体制を維持する 情報を収集し、諮問等に適確な情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の感染拡大をできる限り抑える 適切な医療の提供に協力する 感染拡大に備えた体制を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持に協力する 健康被害を最小限に抑える 市民生活・経済の影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活・経済の回復を図り、第二波に備える
主要6項目	各項目の主な対策						
1. 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 県などと連携をとりながら、全庁一丸となった取組 緊急事態宣言が出された場合、直ちに市対策本部を設置し、市の対応方針を決定 	<ul style="list-style-type: none"> * 臼杵市インフルエンザ等対策推進会議（関係各課が連携し、感染拡大予防の方策を検討） * 市対策本部（市の対応方針を決定） 県対策本部設置にあわせ任意に設置・廃止（特措法では、国の緊急事態宣言後直ちに設置・緊急事態解除宣言後に廃止★） 					
2. 情報収集・提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 県などから得られる様々な情報を収集・分析 市民への情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> * 継続的な情報収集・提供 * 情報提供手段の確保 * 相談窓口の設置準備 <p style="text-align: center;">（患者数・学校の流行状況）</p> <p style="text-align: center;">準備 → 設置 → 体制充実・強化 → 縮小</p>					
3. 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人、地域のまん延防止対策の周知・啓発 学校等におけるまん延防止 	<ul style="list-style-type: none"> * 個人・地域における対策の周知・理解促進 * 学校等における対策の検討 * 学校等における対策の徹底 <p style="text-align: center;">* 外出自粛要請★</p> <p style="text-align: center;">* 施設使用制限等★</p> <p style="text-align: center;">* 学校安全保健法に基づく臨時休業の適切な実施</p> <p style="text-align: center;">* 学校等における対策の徹底</p>					
4. 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 職員への特定接種の実施 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> * 特定接種体制の構築 * 特定接種の登録事業に関する国への協力 * 住民接種体制の構築 <p style="text-align: center;">準備 → 実施（臨時接種★、新臨時接種）</p>					
5. 医療	<ul style="list-style-type: none"> 県からの要請に応じ、対策に適宜協力 	<ul style="list-style-type: none"> * 県からの要請に応じ体制整備などに協力 * 帰国者・接触者外来など国や県が発信している医療体制についての周知 * 県及び国と連携し在宅で療養する患者への支援 * 県の要請を受け、臨時の医療施設等の措置に協力★ 					
6. 市民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援、家庭内での食料品・生活必需品の備蓄推奨、埋火葬の円滑な実施 関係事業者への予防・まん延防止の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> * 要援護者への生活支援の準備 * 遺体の一時安置準備 * 埋葬・火葬体制の整備 * 物資及び資材の備蓄等 * 食料品・生活必需品の備蓄推奨 * 業務継続計画の策定 <p style="text-align: center;">* 市民に対し食料品等の購入について消費者としての適切な行動の呼びかけ</p> <p style="text-align: center;">* 県の生活関連物資等の価格安定措置に協力★</p> <p style="text-align: center;">* 水の安定供給★</p> <p style="text-align: center;">* 埋葬・火葬の特例実施★</p> <p style="text-align: center;">* 職場における感染対策の依頼</p>					

★緊急事態宣言

国民の生命及び健康に著しく被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。（★印は、緊急事態宣言時に実施）